

信夫山福島電力株式会社及び東京ガス株式会社「(仮称)福島県檜葉町・富岡町沖浮体式洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年10月10日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)福島県檜葉町・富岡町沖浮体式洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、信夫山福島電力株式会社及び東京ガス株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第283号)附則第4条第1項の規定に基づく手続未着手事業であるが、第3条第3項に基づく経済産業大臣の判定を受けることなく、同条第5項に基づき、法定環境影響評価等を行うとしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続きは行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県双葉郡檜葉町及び富岡町沖  
原動力の種類：風力(洋上)  
出 力：最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 2月 3日
住民意見の概要等受理	令和 5年 4月12日
福島県知事意見受理	令和 5年 9月19日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年10月10日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742(直通)

(別紙)

信夫山福島電力株式会社及び東京ガス株式会社「(仮称) 福島県檜葉町・富岡町沖  
浮体式洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の設置や工事規模、基礎構造の形式等の事業計画を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 工事中及び共用中の水中音の発生による海洋生物への影響等について、国内外の類似事例を引用する等最新の知見を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査に当たっては、種類に応じた飛翔経路や気象に関連した移動経路の変化等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 生態系の調査に当たっては、設置された風力発電機自体が藻場や魚類の定着する場となり、海鳥の餌資源となる魚類の分布に影響する可能性があるほか、風力発電機の設置に伴う海水の流向、流速及び海底地形の変化による水質や沿岸の地形等への影響が考えられることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 流況等の調査に当たっては、季節変動が予想されることから、適切な調査時期及び期間を設定すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)